

○素原佳一委員長

ただいまから事業常任委員会を開会します。

本委員会に付託された事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第88号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○西村寿員上下水道局長

議案書の49ページをお願いいたします。議案第88号岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

改正の理由でございますが、本市の上水道事業と大阪広域水道企業団が統合し、当該企業団が令和7年4月1日から本市給水区域の水道事業を実施することから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、51ページをお願いいたします。まず、題名を岸和田市下水道事業の設置等に関する条例と改めるとともに、上水道事業の設置等に関する規定を削除するものでございます。また、下水道事業に地方公営企業法の規定の一部を適用することとするため、法第2条第2項に規定する財務規定等以外の規定を削るなど、所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。附則といたしまして、第1項でこの条例は令和7年4月1日から施行することとし、第2項で所要の経過措置を設けることとするものでございます。第3項は、重要な公の

施設の廃止又は長期かつ独占的な利用の許可に関する条例について、対象となる公の施設のうち水道事業施設の規定を削るよう一部改正を行うものでございます。

○素原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

○高比良正明委員

本条例の改正案は、企業団の統合に伴って必要な規定の整備を行うというふうに説明がありましたけれども、仮に本議案が否決となった場合には、企業団との統合はどうなるのでしょうか。

○上地克行上下水道局総務課長

大阪広域水道企業団規約の変更協議につきましては、構成団体である全42市町村の議会で議決が得られており、大阪府から規約変更の許可も下りていることから、仮に条例改正案が否決となっても企業団との統合自体は有効であるというのが総務省の見解でございます。

○高比良正明委員

企業団と統合というのはもう確定というふうに今受け取りました。それでは、本議案が否決となっても、特に問題は生じないのででしょうか。

○上地克行上下水道局総務課長

水道事業には影響がありませんが、今回の条例改正案には、市に残る下水道事業について一部適用へ変更するための改正も含まれていることから、もし否決となりますと、下水道事業を含めた市の事務の執行に支障が生じることとなるものでございます。

○高比良正明委員

市の事業の執行に支障が生じるということなんですけども、もう少し具体的にお伝え願えませんでしょうか。

○上地克行上下水道局総務課長

下水道事業は、上水道事業とともに、上

下水道局として一体的に運用されてきましたが、企業団統合後は、下水道事業単独で市長部局から独立した組織を設置するよりも、一部適用へ変更し、市長部局へ編入することにより、効率的な事業運営を図る必要があると考えます。

一部適用への変更により、具体的には、職員の任免、労務管理に係る事務は人事課へ集約されます。また、出納その他会計事務の一部については会計課へ集約を図ることができます。その他市長部局へ編入し、市の既存事業との間で集約、再編するための体制を整備するためには、本条例改正を行う必要があります。

否決となりますと、下水道事業は全部適用のままとなり、事務の執行に支障が生じるとともに、職員の配置や業務分担において大きな影響を受けることとなるものでございます。

○高比良正明委員

私は企業団との統合に対しては反対の立場を取ってまいりました。今年6月の議会においても、企業団規約変更の議案に対して反対しております。自主水源のシェアを上げてくださいということはずっと言うてまいりました。それが企業団の統合に対しての大きな反対の理由となります。その反対の考えは今も変わりませんし、自主水源の率をもっと上げてくださいという考えも変わりませんけれども、本条例の改正案が否決となりますと、市の事務の執行や職員の配置等に大きな影響が生じるということ今、具体的に説明いただきました。そこで、この条例の改正については行う必要があるというふうな考え、質問を終わります。

○朧原佳一委員長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、それでは、議案第88

号の質疑を終結します。

次に、議案第94号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長

議案書75ページをお願いいたします。議案第94号岸和田城条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、岸和田城を利用される方の利便性の向上を図るため、開場時間を早めるほか、休場日を年末年始のみとすることから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の概要につきまして、議案書77ページをお願いいたします。第4条において、岸和田城の開場時間を午前9時からとするとともに、これまで休場日としていた毎週月曜日を開場することとしたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしたものでございます。

○朧原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○米田貴志委員

二、三だけ教えてください。午前9時に改めた理由をまず教えてください。

○井上江美観光課長

改正の理由でございますが、4点ございまして、まずはアンケート等から御要望が多数あったこと、2点目は、観光創造ビジョン・岸和田に掲げる岸和田オンリーワンの観光コンテンツの充実に資するものと考えたこと、3点目が、他城との比較検討によるもの、4点目は、庁内での調整がついたこととございます。

○米田貴志委員

アンケートでそういう要望が多かったというところにまず応えようということと、

もう少し岸和田城のPRというか、そういったところにもつなげて、さらに岸和田城としてのコンテンツに磨きをかける要因をつくっていかうという視点かなと思いました。それには大きく賛成したいなというふうに思うわけでございますけども、何度か事業常任委員会等でも申し上げたんですけども、今回も改正されなかった1点残念なのが正月なんです。いろんな方々が岸和田市に帰ってこられて、ここがにぎやかな雰囲気になっているんです。晴れ着を着てどうのこうのもあるんでしょうけども。そういった方々がお正月に岸和田城内に入れないうのが非常に残念だなというふうに思っております、今回そこには至らなかったことがちょっと残念だなと思っております。

そういったアンケートの答えがあったのかどうかは問いませんが、せっかく岸和田市に帰ってこられる方、お城に来られる方、お正月は多いと思いますし、そういったところのにぎわいをキャッチしていくということも大事な視点だというふうに思いますので、これは要望で置いときますけども、今後、また指定管理者としっかり話し合っていて、この三が日に、開けていただく、できたら大みそかも開けてくれるとありがたいんですけども、そういったところも活用の視点から、要はカウントダウンとかできたらまた楽しいのかなと思ったりもしますので、そういった視点も含めながら、今後また指定管理者の事業者としっかり協議していただきたいということだけ申し上げておきたいと思っております。

○乗原佳一委員長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、それでは、議案第94号の質疑を終結します。

次に、議案第95号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○西村寿員上下水道局長

議案書の79ページをお願いいたします。議案第95号岸和田市開発行為等の手続等に関する条例等の一部改正等について御説明いたします。

改正の理由でございますが、本市の上水道事業と大阪広域水道企業団が統合し、当該企業団が令和7年4月1日から本市給水区域の水道事業を実施するほか、下水道事業に地方公営企業法の一部を適用することとしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、81ページをお願いいたします。主な改正の内容でございますが、「下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「市長」に改めるなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

それ以外の改正の内容について御説明いたします。第1条は、岸和田市開発行為等の手続等に関する条例の一部改正でございますが、開発手続等が必要な公共施設から上水道の規定を削除するほか、所要の規定の整備を図るものでございます。

第2条は岸和田市道路占用料条例の一部改正でございますが、道路占用料の減免対象について、市の水道事業の用に供するものとしているところを、他の市町村の水道事業を除く水道事業の用に供するものを対象とすることと改めるものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。第7条から第9条までの3件の条例は、それぞれ企業団条例に引き継がれることから廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしたほか、所要の経過措置を設けることとするものでございます。

○**萩原佳一委員長**

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、それでは、議案第95号の質疑を終結します。

次に、議案第96号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○**奥野光好まちづくり推進部長**

議案書85ページをお願いいたします。議案第96号岸和田市営住宅条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

条例改正の理由でございますが、市営住宅のうち大宮住宅の用途廃止に伴い、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

大宮住宅は老朽化が進んでいることから、従前から入居者に対しまして移転のお願いを行ってまいりましたが、先般、全ての入居者に移転していただきましたので、用途廃止を行うものでございます。

内容につきましては、議案書87ページをお願いいたします。第3条の表、大宮住宅の項を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

○**萩原佳一委員長**

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○**中井良介委員**

旧の住民たちはどうされたのか、その内訳を教えてくださいと思うんですが。

○**山本千尋住宅政策課長**

もともと大宮住宅に入居されていた方につきましては、ほぼほぼ別の鉄筋の市営住宅に移転していただいております。一部、民間の住宅に移転された方もございます。

○**中井良介委員**

ほとんどは他の市営住宅に入ったということですが、民間に入られた方は、公営住宅そのものをもう要らないということで変わられたんでしょうか。

○**山本千尋住宅政策課長**

理由はそれぞれございまして、やっぱり家族に近いところとか、そういう形での移転という形や、あとは、それ以外の市営住宅のところが自分が思っているよりもちょっと不便なところがあるという形での民間への移転という形になってございます。

○**米田貴志委員**

二、三教えてください。これ、削除することになりました。あと誰も今住んでいない状態で置いとかれる状況なんですけども、これからいろいろと改正しながら撤去に進んでいくんだろうというふうに思うんですが、その間、最近、空き家にでもそうなんですけど、小動物がすんでみたりとか、あそこもハトとか野鳥が結構来るんです。猫なんかでもすみついたりする可能性が大変高いなというふうに思っています。入口をビニールテープで塞いでいるだけのよう気がして、結構出入りも簡単なんです、今見ていたら。侵入されて火をつけられるのも怖いところがありますので、ただ、この名称はなくなったとしても管理する責務は岸和田市には当然あると思いますので、その辺はどのようにお考えになっているのか、少しお聞かせください。

○**山本千尋住宅政策課長**

現在、大宮住宅につきましては、先ほども言いましたように、入居者が今いない状況になってございます。今、委員御指摘のとおり、入り口の部分、建物に上がる階段のところにつきましては、バリケードを立てて、誰も入れない状態にはしていきたいというふうには考えてございます。そしてまた、基本的には窓とかが割れていると

ころにつきましては、ハトとかが入らないような形での対策は今後していきたいなというふうには考えてございます。

○米田貴志委員

それでなくても近隣の空き家でそういうトラブルが課長のところにも入っていると思うんですよね。草なんかでもちょっと今、管理できていないかなという気がするので、空き家を管理する担当課があそこをほったらかしにしているというのはみっともない話ですから、しっかりとその辺、空き家対策をしている担当課として方向性が見えるように、しっかり管理していただきたいというふうに思います。

あれはいつ頃、今後、予定としてはどのようなスケジュール感になっているんでしょうか。

○山本千尋住宅政策課長

スケジュールといたしましては、来年度、建物の解体を行う予定をしており、解体後に測量、分筆。あそこは一部都市計画道路が入っておりますので、その部分の分筆を行ってまいり。そして次に、鑑定ですね、土地の評価。鑑定を行った後に、今のところ予定では令和8年度に一般公募による売却を予定しております。

○米田貴志委員

分かりました。撤去するという事は、当然、多額の費用もかかるというふうに思いますので、その辺の予算が来年度ついてくるのかなと思いますが、とにかくその間までしっかりと物件の管理、今、課長がおっしゃったのは、建物にアプローチしていく階段のところバリケードをとおっしゃったんですけども、車の進入路のところなんて、もうほとんどフリーの状態になっているんですよ。あそこにバリケードを立てる必要があるんじゃないかというふうに。僕もどっちがいいのか分からへんのですけ

ど、あそこはごっつい入りやすい。こんなん言うたら怒られますけど、スケボーしやすい場所にもなっていますしね。その辺の管理のところを、中で事故があったときに、岸和田市の管理物件ということは、一定何かそこで事故があったら責任を負う形にもならんとは限らないので、やはりきっちりと塞いでおくとか、進入できないようにしておくという形が必要ではないかと思うんですが、その辺のことについては何かお考えが今あるんでしょうか。

○山本千尋住宅政策課長

敷地内への侵入ということですので、現在、大宮住宅の敷地内で岸和田徳洲会病院に駐車場として30台分お貸ししておりますので、なかなかその部分を閉鎖するというのは難しいかなとは思っております。我々も適宜、現場に出たときには大宮住宅も確認させていただいておりますので、完全に塞いでしまうというのはなかなか難しいかな。貸しているところ以外の進入というのは、今後考えていきたいなというふうには考えてございます。

○米田貴志委員

それは、岸和田徳洲会病院の名前を出していいかどうか分かりませんが、一部貸していらっしゃるというのは存じ上げていて、それは有効活用しているので僕はいいなというふうに思っておりますけども、それ以外のところですよ。事故があったときにはやはり責任を負うという形になって、管理ができていなかったという形にならないように、そこはしっかりと目を光らせていただきたいと思いますし、空き家担当としてしっかりと空き家物件の管理をお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

○乗原佳一委員長

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

ないようですので、それでは、議案第96号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

○中井良介委員

休憩をお願いします。

○末原佳一委員長

ただいま、中井委員より休憩を求めるとの申出がありました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは暫時休憩します。

○末原佳一委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

討論、採決に入ります。

まず、議案第94号及び議案第96号の2件につきまして、一括して討論、採決します。次に、議案第88号及び議案第95号の2件につきまして、一括して討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

まず、議案第94号及び議案第96号の2件につきまして、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

直ちに付託議案を採決します。

議案第94号及び議案第96号の2件につきまして、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

次に、議案第88号及び議案第95号の2件につきまして、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

直ちに付託議案を採決します。

本各件につきましては、起立採決をもって行います。なお、着席の委員は本各件に反対とみなします。

議案第88号及び議案第95号の2件につきまして、原案を可とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本各件は原案を可とすることに決しました。

最後に、委員会の報告はいかがいたしま
しょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。
す。

以上で事業常任委員会を閉会します。

(以 上)